

# 安心して避難するために： 仙台市の福祉避難所について

「福祉避難所」とは、災害時、小中学校などの一般の避難所での生活が困難な「要配慮者」のための避難所です。「要配慮者」とは、高齢者、障害者などの、避難生活に特別な配慮が必要な方を指します。



仙台市には、避難の仕方が異なる2種類の福祉避難所があります。

	1. 協定福祉避難所	2. 指定福祉避難所
対象者	一般の避難所での生活が困難な要配慮者。 (高齢者、障害者等)	その施設を日頃から利用している要配慮者で、事前に施設との間で合意がある方。
避難の流れ	まずは一般の避難所(小中学校等)へ避難し、そこから移動します。	一般の避難所を経由せず、直接その施設へ避難できます。
対象施設	市と協定を締結した社会福祉施設等	一定の条件を満たし、市が指定した社会福祉施設等

※それぞれの制度の詳細は裏面をご覧ください。

何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

担当：健康福祉局総務課指導係

TEL：022-214-8161

MAIL：syafuku-shidou@city.sendai.jp

# 福祉避難所制度の詳細

## 【1. 協定福祉避難所】について

仙台市との間で、災害時の要配慮者の受入の協力について、協定を締結した社会福祉施設等を、協定福祉避難所といたします。

災害時に、一般の避難所に避難した要配慮者が、避難所での生活が困難な場合に、協定福祉避難所での受入を行います。

### 避難までのステップ（協定福祉避難所の場合）

**STEP1：災害時まずは最寄りの「指定避難所（学校等）」へ避難  
→まずは命を守る行動を！**

**STEP2：スタッフ（保健師等）へ「福祉避難所の利用」を相談  
→体調や生活のしづらさを伝えてください。**

**STEP3：市が緊急性や施設の受入状況を判断し、移動先を決定**

**STEP4：指定された協定福祉避難所へ移動**

協定福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。保健師などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、協定福祉避難所への避難の必要性を判断しますので、直接避難することはできません。

協定福祉避難所一覧は市ホームページ（「仙台市 福祉避難所」で検索）をご覧ください。

## 【2. 指定福祉避難所】について

仙台市が、一定の要件を満たした社会福祉施設等について、避難所として指定するもので、本市では令和7年度より、制度の運用を開始しました。

指定福祉避難所の受入対象者は、その施設の利用者等のうち、あらかじめ施設との調整を行った要配慮者とその家族（支援者）です。

災害時には、対象者が施設へ連絡し、施設側で受け入れ可能な場合は、一般の避難所を経由せずに直接、指定福祉避難所施設への避難が可能です。

### 利用までのステップ（指定福祉避難所の場合）

**平常時：利用している施設が指定福祉避難所となっているかどうかを確認し、その施設の担当者との避難について打合せ・調整し、合意を得ます。**

**災害時：事前の打ち合わせどおり、施設に連絡の上、受入可の場合に避難**

指定福祉避難所の指定の有無は、利用施設にお問い合わせください。